

所得課税証明書の記載項目について（お願い）

関西大学奨学支援グループ

関西大学給付奨学金の家計基準の確認は、令和8年度（令和7年中所得）の所得課税証明書により行います。そのため、ご提出いただく所得課税証明書には下記1～5の項目が記載されている必要があります。

つきましては、市区町村役所等での発行申請時に、下記1～5の項目が記載されていることを予めご確認くださいませようお願いいたします。

特に、「調整控除額（市区町村と都道府県の内訳が必要）」については、窓口で申請しなければ記載されない場合がありますのでご注意ください。

なお、必要に応じて本状を市町村区役所の窓口にご提示いただきご確認ください。

記

記載されている必要のある項目

- 1 課税標準額
- 2 所得控除額（内訳及び金額）
- 3 調整控除額（市区町村と都道府県の内訳が分かること）
- 4 扶養情報（人数・内訳（特定／一般等）・控除額）
- 5 市町村民税の所得割額

上記項目のいずれかが記載されていない場合

可能な限り以下の項目が含まれる証明書の発行を依頼してください。

- ・総所得金額等
- ・税額控除額（市区町村と都道府県の内訳が分かること）

以 上

【本件に関する問合せ先】

関西大学奨学支援グループ：06-6368-1121

取扱時間：10 時～17 時（土日・祝日・休業期間を除く）